

民法改正等にもなう契約約款（契約条項）の改正と課題

伊籐久雄（NPO法人まちぽっとスタッフ）

令和2年の民法改正によって、「契約に不正があった場合の損害賠償請求」が明記された。これを踏まえて、自治体の委託契約について契約約款（自治体によって契約条項とするところもある）の改正が行われた。

本稿では、東京都設計等委託契約標準約款といくつかの市区の契約約款（契約条項）を例示し、今後の課題を考えたいと思う。

1. 契約約款（契約条項）改正の例示

○ 東京都設計等委託契約標準約款の一部改正について

東京都の契約で使用する設計等委託（建築設計、土木設計、測量、地質調査、工事監理業務、工事監督補助等業務）の委託契約標準約款について、改正民法への対応等を図るため、令和2年4月1日付けで、一部を改正した。

施行日：令和2年4月1日 適用：施行日以降に契約締結する案件

https://tokyokenchikushikai.or.jp/jigyo_event/20200331zaimukyoku.pdf

※瑕疵担保責任に関する見直し

【改正の概要】

- ・改正民法を踏まえ、「瑕疵」という用語を、「種類又は品質に関して契約の内容に適合していないもの（以下「契約不適合」という。）」に見直した。
- ・改正民法を踏まえ、契約不適合があった場合の委託者の権利として、履行の追完請求権と代金の減額請求権を規定した。

◇追完請求権とは、「引き渡された目的物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものであるときは、買主は、売主に対し、目的物の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる」（改正民法第562条1項）権利。

（工事監理業務委託は見直しなし）

※契約解除権に関する見直し

【改正の概要】

- ・改正民法を踏まえ、委託者の解除権、受託者の解除権ともに催告解除と無催告解除に分けてそれぞれ解除事由を規定した。
- ・また、催告解除については、債務不履行の内容が軽微であるときは、契約を解除できないこととした。

◇民法 541 条では、当事者の一方が債務を履行しない場合、相手方が相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がなされないときは、契約の解除をすることができるとしている。ただし、履行が不可能となった場合などには、催告をせずに契約を解除することも認められていて、これを「無催告解除」という。

※損害賠償請求権に関する見直し

【改正の概要】

- ・改正民法を踏まえ、委託者の損害賠償請求権については、受託者が債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき等を規定しました。
- ・また、受託者の損害賠償請求権については、委託者が債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき等を規定しました。

◇ その他の見直し

- ・ 品確法
- ・ 遅延違約金等の利率の根拠
- ・ 契約保証金の納付に代わる保険会社との間の履行保証保険契約及び保証事業会社の保証
- ・ 受託者に対する排除措置命令又は課徴金納付命令 などの見直し

○ 江東区契約条項

<https://www.city.koto.lg.jp/053101/kuse/keyaku/yoshiki/documents/sekkei.pdf>

(談合その他不正行為による解除)

第 2 3 条の 2 甲は、乙がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 2 2 年法律第 5 4 号。以下「独占禁止法」という。）第 4 9 条に規定する排除措置命令（排除措置命令がなされなかった場合にあつては、同法第 6 2 条第 1 項に規定する納付命令）が確定したとき（当該排除措置命令又は納付命令に対する処分の取消しの訴えが提起されたときを除く。）。

※契約金額の 1 0 分の 1 に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

○ 新宿区契約約款

<https://www.city.shinjuku.lg.jp/content/000385969.pdf>

(甲の催告によらない解除権)

第 16 条の 2

甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる

(9) この契約に関して、公正取引委員会の乙に対する私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）第 7 条若しくは第 8 条の 2 の規定による排除措置命令若しくは同法第 7 条の 2（同法第 8 条の 3 において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令が確定したとき又は同法第 3 条若しくは第 8 条第 1 号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。（契約が解除された場合等の違約金）

第 16 条の 3（略）

○ 国分寺市委託契約約款

https://www.city.kokubunji.tokyo.jp/_res/projects/default_project/_page/_001/003/720/itaku060401.pdf

（委託者の催告によらない解除権）

第 17 条の 2 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(9) 公正取引委員会が受託者に対し、この契約に関して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 4 号）第 7 条若しくは第 8 条の 2 の規定に基づく排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）又は同法第 7 条の 2（同法第 8 条の 3 において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）が確定したとき又は排除措置命令又は納付命令において、この契約に関して、同法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

（契約が解除された場合等の違約金）

第 17 条の 3（略）

○ 府中市契約条項

https://www.city.fuchu.tokyo.jp/jigyosha/keyaku/keyakujokokisoku/keyakujoko.files/11jokou_itaku_20230401.pdf

（談合その他不正行為による解除）

第 12 条の 3 甲は、乙がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号、以下「独占禁止法」という。）第 7 条若しくは第 8 条の 2 の規定に基づく排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）

又は同法第7条の2（同法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令という。）が確定したとき、又は排除措置命令又は納付命令において、この契約に関して、同法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

（契約が解除された場合等の違約金）

第12条の4（略）

▽ ▽ ▽

以上のように、東京都（他の道府県も同様だと思われる）は、「瑕疵」という用語を「契約不適合」に見直すことや、契約解除権や損害賠償請求権に関する見直しである。

市区の場合は、公正取引委員会が独禁法に基づく排除措置命令や課徴金の納付命令が確定したとき、または排除措置命令又は納付命令において、この契約に関して独禁法の規定に違反する事業活動があったとされたとき、契約を解除することができること。そして契約が解除された場合等の違約金（10%の損害賠償）が規定されたことである。

2. 今後の課題

自治体と事業者との間の委託契約について、民法がどのように規定しているのかは、一般の市民が強い関心を持っているとは考えられない。私も契約約款（契約条項）と民法の関係について関心を持ったことはなかった。

また契約約款（契約条項）も普段から関心を持っている市民は少ないと思われる。一般に委託契約の場合、委託契約書、委託契約約款（委託契約条項）、委託仕様書は一体のものとして運用される。委託契約書はひな形があり、委託契約約款（委託契約条項）は規定されたものが自治体の例規集にも掲載されている。

すなわち契約約款（契約条項）は、委託契約書を補完する重要なものである。それが改正された場合には、その都度市民に公表すべきものとする（ホームページなど）。また、議会に報告すべきものである。

今後は、自治体と事業者との契約の透明性を高めるためにも、すべからく公表することを求めたい。